

**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）
FAQ**

令和3年11月1日
東京都福祉保健局障害者施策推進部

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）消費税仕入れ控除FAQ

質問		回答	
Q1	消費税仕入れ控除とはどのような制度か	A1	消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。したがって、卸売り業者や小売業者は、仕入れ値にかかる消費税額について「控除」して消費税の申告をすることが可能となっています。
Q2	額の確定まで終わっているにもかかわらず、なぜ報告を要するのか	A2	補助事業として交付した補助金は、消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。したがって、補助事業者が、補助金の交付を受けて物品を購入（課税仕入れ）し、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は購入した物品（課税仕入れ）に係る 消費税額を負担していないにも関わらず、当該消費税分の補助金を受領 していることとなります。よって、本補助事業の実績報告提出後、確定申告により消費税の仕入税額控除をした補助金相当額が確定した場合、「消費税仕入れ控除税額報告書」により都にご報告いただいた上で、当該仕入れ控除税額について都を通じて国に納付する必要があります。
Q3	課税売上とは何か	A3	課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引（事業活動に付随して行われる取引）の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、介護保険サービスの提供や社会福祉事業等によるサービスの提供など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。なお、原稿料、印税、講演料、出演料、講師謝金、インターネットビジネス収益なども課税売上高に該当します。
Q4	非課税売上とは何か	A4	非課税売上高とは、介護保険サービスの提供等や社会福祉事業等によるサービスの提供など、消費税の非課税取引に係る収入等社会政策的な配慮などにより消費税法において特別に消費税を課さないことにしている売上高をいいます。
Q5	特定収入とは何か	A5	「特定収入」とは、資産の譲渡の対価として受け取る収入に該当しないもののうち、例えば、補助金や寄付金など、特定支出のためにのみ使用することとされる収入を言います。
Q6	簡易課税方式とは何か	A6	簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業区分に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除します。

1 制度に関すること	
質問	回答
Q7 個別対応方式とは何か	<p>A7</p> <p>その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全てを、 イ 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの ロ 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの ハ 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの に区分し、次の算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。</p> <p>(算式) 仕入控除税額 = イ + (ハ × 課税売上割合) この方式は上記の区分がされている場合に限り、採用することができます。</p>
Q8 一括比例配分方式とは何か	<p>A8</p> <p>その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額がQ7の個別対応方式のイ、ロ及びハのように区分されていない場合又は区分されていてもこの方式を選択する場合において、その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除する仕入控除税額は、次の算式によって計算します。</p> <p>(算式) 仕入控除税額 = 課税仕入れ等に係る消費税額 × 課税売上割合</p>
Q9 課税売上割合とは何か	<p>A9</p> <p>以下の算式により求めます。</p> <p>(算式) 課税売上割合 = 課税期間中の課税売上高 / 課税期間中の総売上高 ※仕入れ控除額を計算する過程における課税売上割合の算出については、端数処理をしないことが一般的です。一方で、付表2は端数処理後の数値を記載することが一般的であるため、補助金の算出にあたっては、付表の記載事項に係らず端数処理をしないで算出いただくよう、お願いいたします。</p>
Q10 課税売上割合を算出するための「課税売上高及び総売上高が分からない」	<p>A10</p> <p>記載消費税確定申告書付表2-1及び付表2-2の④「課税資産の譲渡等の対価の額」が課税期間中の課税売上高、同⑦「資産の譲渡等の対価の額」が課税期間中の総売上高になります。 ※なお、上記ご案内は、令和元年10月に税務署が作成した「消費税及び地方消費税の申告書の書き方(法人用)」によります。仕入控除の報告をいただくタイミング等によって、ご案内事項が変わる可能性もありますので、詳しくは税理士や税務署へのご確認もお願いいたします。</p>

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）消費税仕入れ控除 F A Q

2 報告書の提出について			
質問		回答	
提出方法			
Q1	提出までの流れがわからない。	A1	<p>①東京都障害者サービス情報の書式ライブラリより提出や作成に関するマニュアルを閲覧できます。</p> <p>【書式ライブラリ】 https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=102-009 マニュアルを確認しながら、作成を進めてください。</p> <p>②報告書等の作成完了後、以下の提出フォームより電子データでご提出ください。 https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1634641336221</p>
Q2	報告書はどこで入手するのか。	A2	<p>障害分については、上記「A1」でご案内した「東京都障害者サービス情報」の書式ライブラリよりダウンロードしてください。</p>
Q3	なにを提出すればよいか。	A3	<p>最大で以下3点の提出が必要になります。</p> <p>①報告様式（提出必須です。書式ライブラリよりダウンロード可） ②消費税の確定申告書データ ※消費税の申告義務がない法人は提出不要 ③特定収入割合の計算過程がわかる資料（公益法人等で特定収入が5%以上であることを理由に返還額が0円である場合のみ）</p> <p>※報告いただく内容によって提出必要書類が異なるため、詳しくはマニュアルをご確認ください。</p>

2 報告書の提出について

質問		回答	
提出方法			
Q4	どのように提出するのか。	A4	以下の提出フォームに、上記A3の資料をアップロードしてください。 【提出フォーム】 https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1634641336221
Q5	報告書に添付すべき確定申告書等について、PDF化できず、紙で提出したいがどのようにしたら良いか。	A5	以下の方法により、電子データでの提出にご協力をお願いします。 ①コンビニに置いてある複合機などでPDF化 ②スマートフォンアプリを用いてPDF化 ③スマートフォン等で撮影し画像データ化(jpeg)等 なお、提出フォームではPDFファイルかZIPファイルでしか、提出を受け付けていませんので、画像データはZIPファイルに圧縮して提出してください。
Q6	報告書の様式について、紙での提出は可能か	A6	電子データでの提出に御協力ください。
Q7	事業所にPCがなく、報告様式を電子データで作成することができない。郵送による提出は可能か。	A7	事業所でPCを所有していない・インターネット環境がない場合のみ郵送での提出を例外的に受け付けております。
Q8	区市町村立施設であり、設置者は区市町村であるが、運営法人は社会福祉法人の場合、どのように提出したらよいか。	A8	申請を行った団体名で作成・提出してください。
提出の要否			
Q9	課税売上が少額であるため、消費税の確定申告義務が免除されているが、報告書の提出は必要か。	A9	本補助金を活用した全ての法人からご提出いただく必要があります。
Q10	区市町村立施設であるが、報告の必要はあるか	A10	本補助金を活用した全ての法人からご提出いただく必要があります。

2 報告書の提出について

質問		回答	
提出方法			
Q11	補助金の交付を受けたのが慰労金又は個別再開支援事業のみであり、「賃金」は「不課税」であるため、消費税仕入控除税額の返納は発生し得ないため、報告は不要と考えてよいか	A11	本補助金を活用した全ての法人からご提出いただく必要があります。
Q12	報告様式を提出が不要となるパターンはあるか。	A12	不要となるケースはございません。本補助金を活用した全ての法人からご提出いただく必要があります。
Q13	A2で求める資料以外に提出が必要な書類はあるか。	A13	必要に応じて都より提出を依頼する場合もございますが、原則①～③までの資料提出で不足ございません。①～③に記載の内容の根拠資料は都への提出は不要ですが、後日、財産援助監査等に対応できるよう、法人又は事業所に、当該事業の属する会計年度終了後5年間保管していただくよう、お願いいたします。
Q14	医療分または介護分で報告済みであるが、障害分で改めて報告する必要があるのか	A14	それぞれが異なる補助金であるため、分野ごとに報告が必要です。
Q15	実績報告書の提出をしておらず、額の確定通知書を受領していないため報告できないが、報告する必要はあるのか。	A15	速やかに実績報告書をご提出ください。その後都から、額の確定通知書を発送いたします。額の確定通知書がお手元に届いたら、速やかにご提出願います。
提出期限等			
Q16	いつまでに提出すればよいのか。	A16	令和3年12月28日（火）までに提出フォームへアップロードを終えてください。ただし、決算時期等の関係で、この日までに提出が難しい場合は、消費税仕入控除税額確定後、速やかに提出してください。
Q17	返納額が生じた場合、いつまでに納付すればよいのか。	A17	都より送付される納付書に記載の期限までに納付してください。

2 報告書の提出について			
質問		回答	
提出方法			
Q18	法人で複数の額の確定を受けているが、まとめて一回の提出でよいか。	A18	額の確定通知を受け取った枚数分の提出が必要になります。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）消費税仕入れ控除FAQ

3 提出様式について				
No.	事項	質問	No.	回答
Q1	様式全般	様式の作り方（どこに入力すべきか）が分からない。	A1	①「基本情報入力シート」のオレンジ色のセル及び「様式第5号」の日付については、全事業者様にご入力いただく必要があります。 ②返還額が生じない事業者様については、上記①に加え「別紙様式1」の返還額が生じないことの理由書の入力が必要となります。 ③「【共通】別紙様式2シート」の（1）①から③のいずれかに該当する場合は、当該様式のオレンジ色のセル部分を全てご入力ください。
Q2	様式全般	様式の「選択欄」又は「返還額がないことの理由書」の理由欄について、プルダウンリストが出てこない。	A2	Excelのバージョンが古い可能性があります。 Excelのバージョンが新しいパソコンでご対応願います。 上記により難しい場合は、以下の通りお試しください。 ①「選択欄」については、①から③の事項のうち、該当する番号「①から③」のいずれかを直接入力してください。 ②「返還額がないことの理由書」については、該当するいずれか一つの項目について「○」と入力してください。
Q3	基本情報入力	「額の確定番号」が分からない。	A3	①額の確定通知書の右上の番号をご確認いただいた上で、ご記入願います。 ②額の確定通知書を紛失された場合は、問い合わせフォームよりお問い合わせください。
Q4	基本情報入力	基本情報入力シートの補助金額の内訳に入れるべき数字が分からない。	A4	①ご提出いただいた交付申請書を参照の上、ご記入ください。 ②振込手数料は、交付申請書添付の「個票」をご確認願います。 ③返還額がある場合は、交付申請書の内訳から返還額を引いた数字を入力してください。
Q5	基本情報入力	交付申請書を紛失したため、補助金情報の内訳の入力ができない	A5	問い合わせフォームより、お問い合わせください。
Q6	基本情報入力	基本情報入力シートの補助金情報の金額を入力すると「この値は、このセルに定義されているデータ入力規則の制限を満たしていません。」というエラーが表示されてしまう。	A6	金額が誤っている（単位等）可能性があるため、額の確定通知を御確認いただき、正しい金額を入力してください。
Q7	基本情報入力	基本情報入力シートのエラーメッセージが消えない。	A7	対象経費がない場合は0を入力してください。（空欄のままにするとエラーが生じます。）
Q8	様式第5号	日付は、様式の作成日又は提出日いずれを入力すべきか。	A8	特段の事情がない限り、「提出日」をご入力願います。

3 提出様式について

No.	事項	質問	No.	回答
Q9	別紙様式1 (返還額がない ことの理由書)	「返還額がない理由」について、どの項目に該当するのか分からない。	A9	①消費税及び地方消費税の確定申告書及びその添付書類等により、該当する項目をご確認ください。 ②上記①により難しい場合は、税務署又は税理士にご確認願います。
Q10	別紙様式2 (返還額算定基 礎シート)	課税期間がわからない。	A10	消費税及び地方消費税の確定申告書添付資料付表の最上部をご確認ください。
Q11	別紙様式2 (返還額算定基 礎シート)	(1) 算出方法についての選択欄について、①～③のいずれを選択すべきか分からない。	A11	確定申告書添付資料付表2の⑯から⑳までの内、どの項目で申告されているかをご確認の上、該当する番号を選択してください。
Q12	別紙様式2 (返還額算定基 礎シート)	(3) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳欄について、どの項目にどの数字を入れれば良いか分からない。	A12	恐れ入りますが、法人様によって申告状況等が異なりますので、確定申告をされた計理担当者か、税理士にお問い合わせの上、ご記入ください。
Q13	別紙様式2 (返還額算定基 礎シート)	事業の対象経費について、消費税を含めない額で申請を行っていた場合は、どのように作成すればよいか。	A13	「別紙様式1(返還額がないことの理由書)」のNo.6に○をつけて提出してください。添付書類は不要です。
Q14	別紙様式2 (返還額算定基 礎シート)	軽減税率(消費税8%)対象品目を購入しているが、どこに入力すべきか分からない。	A14	別紙様式2-1から2-3の各シートに、軽減税率対象品目の購入対象経費を入力する欄を設けています。こちらに対象経費を入力することで、返還額から自動で軽減税率適用分の税率が差し引かれます。 ※詳細はマニュアルP12からP14をご確認ください。
Q15	その他の事項	必要事項を入力したにも関わらず、他の様式に数字が反映されない。	A15	①入力必須の項目がすべて埋まっているか確認してください。 ②Excelの「数式」タブで「計算方法の設定」が【自動】になっているか確認してください。
Q16	その他の事項	交付申請も紙で申請しており、電子データでの提出はできない。	A16	対応方法を相談させていただきますので、問い合わせフォームよりお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）消費税仕入れ控除 F A Q

4 その他			
質問		回答	
Q1	当法人が消費税を申告すべき事業者かどうかどうしたら分かるのか	A1	税務署又は税理士にご確認願います。
Q2	当法人は、消費税を申告する課税事業者であるが、計算方法が「簡易課税方式」か「個別対応方式」か「一括比例配分方式」かわからない。	A2	確定申告書にてご確認いただけます。詳細はマニュアルP 2 3 を御確認ください。
Q3	法人を事業譲渡しているが、報告はどのようにすべきか。	A3	「問い合わせフォーム」によりご連絡ください。 「問い合わせフォーム」 https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1634783868362
Q4	既に法人は廃業しているが、報告はどのようにすべきか。	A4	「問い合わせフォーム」によりご連絡ください。 「問い合わせフォーム」 https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1634783868362
Q5	法人は存続しているが、補助対象となった事業所を廃止している。この場合、報告する必要はあるのか。	A5	法人が存続している場合には、事業所が廃止していても、報告が必要となります。